

第4章 借家を求められる方に

1. 公営住宅について

公営住宅の新築募集と空家募集

公営住宅の新築募集と空家募集は、新聞、公報などによって入居の1ヶ月ないし数ヶ月前に行われますので、住宅にお困りの方は、窓口（県営住宅については県、市町営住宅については市町）に申し込んで下さい。県営住宅の申込みは入居を希望する団地を管理している地方局建設部又は土木事務所で行っています。

県営住宅の入居申込資格

次の事項にすべてあてはまる方が対象になります。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者（3ヶ月以内に結婚する者）を含む。）があること。
 又は、次に掲げる单身（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とする方については、別途相談させていただきます。）であること。
 ア．60歳以上の方及び昭和31年4月1日以前に生まれた方
 イ．身体障害者の方（身体障害者手帳1級から4級）
 ウ．精神障害者の方（1級から3級）
 エ．知的障害者の方（療育手帳の交付を受け得る程度）
 オ．戦傷病者手帳の交付を受けている方
 カ．原子爆弾被爆者の方（厚生労働大臣の認定を受けている者）
 キ．生活保護法に規定する被保護者
 ク．海外引揚者（引き揚げた日から5年未満の者）
 ケ．ハンセン病療養所入所者等の方
 コ．DV被害者の方
- (2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (3) 入居申込み者及び同居しようとする親族の収入が次の収入基準に適合すること。
 給与収入の方については右表の収入基準早見表を参考。

収入基準早見表		
1. この表は、1人の給与収入により申込み家族が生活している場合の例です。2人以上の収入のある場合は別計算になります。		
2. 失業給付金、生活保護法による扶助費、非課税の恩給及び年金等は、所得とはみなされません。		
3. 申込者及び同居の親族に寡婦又は寡夫、老年者、障害者等のいる場合は、収入が基準以上であっても、入居資格のあることがあります。		
同居又は 扶養親族の 数	総収入（年収）	
	一般世帯	高齢者・障害者等世帯
0人	3,675,999円以下	4,695,999円以下
1人	4,151,999円以下	5,171,999円以下
2人	4,627,999円以下	5,647,999円以下
3人	5,103,999円以下	6,123,999円以下
4人	5,575,999円以下	6,595,999円以下
5人	6,051,999円以下	7,017,778円以下

一般世帯の場合	月収額（月所得額）が20万円以下であること。
高齢者・子育て・障害者等世帯の場合	月収額（月所得額）が26万8千円以下であること。

【入居収入基準】

高齢者・子育て・障害者等世帯とは、入居申込者が60才以上で、同居者が60才以上又は、18才未満の者で構成されている世帯や小学校就学前の子供がいる世帯、また、入居しようとする者の中に心身障害者の方がいる世帯のほか戦傷病者手帳の交付を受けている方や原子爆弾被爆者の方（厚生労働大臣の認定を受けている者）がいる世帯等も含まれます。

県営住宅の申込みに必要な書類

- (1) 県営住宅入居申込書
- (2) 申込家族全員の住民票（続柄の記入されているもの）
- (3) 申込家族全員の所得を証明する書類
 現在所得のある者 市町長の証明する所得証明書及び収入証明書等
 現在所得のない者 市町長の証明する所得証明書及び退職証明書又は離職票、生活保護受給証明書等
- (4) 婚約者については、双方の両親と媒酌人による婚約証明書
- (5) 母子家庭、身体障害者（1級～4級）、精神障害者（1級～3級）、知的障害者（重度、中度）に該当される方は、母子家庭医療費受給者証、児童扶養手当受給証明書、身障者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳等が必要です。
- (6) 申込み家族の状況によっては、上記以外にも、別途書類が必要です。